

国民健康保険税の税率を改定しました

照会先 国保年金課 ☎ 23-7701

国民健康保険は、加入者の皆さんが病気やけがなどの時に、安心して医療が受けられるように保険給付を行うなど、相互扶助により運営される医療保険制度です。

市の国民健康保険は、皆さんが負担する国民健康保険税、国・県の負担金と国民健康保険の基金で賄っています。

また、昨今の医療技術の高度化や被保険者の年齢構成の変化などによる医療費の著しい増加と介護保険費用の増加で国保の財政運営は非常に厳しい状況にあり、市では合併後、旧町村との不均一課税を行い、国民健康保険税率の改定を行わなかった経緯から、この数年間で国民健康保険基金の多くを取り崩すことになりました。

今後も、医療費の増加が続けば国民健康保険基金のすべてが枯渇する恐れがあります。したがって、医療費の適正化や国民健康保険の健全な財政運営のため税率を改定しました。

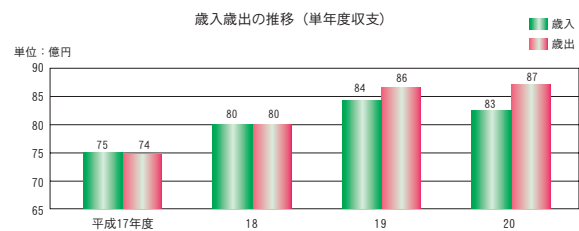
加入者の皆さんにはご負担をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

平成22年度税率

	医療分		高齢者支援分		介護分	
	改定前	改定後	改定前	改定後	改定前	改定後
所得割額	3.80%	4.55%	1.80%	1.80%	0.80%	1.00%
資産割額	19.40%	19.40%	8.80%	8.80%	4.60%	5.00%
均等割額	17,800円	21,000円	7,200円	7,200円	5,700円	7,000円
平等割額	21,900円	24,000円	8,800円	8,800円	4,900円	4,900円
限度額	47万円	50万円	12万円	13万円	10万円	10万円

歳入歳出の推移（単年度収支）

現在の国民保険財政は、生活習慣病患者の増加、医療技術の高度化などにより医療費や介護納付金が年々増加してきています。これに対し保険税収入は、長引く景気の低迷などにより収納率が低下し、財源不足となっています。これまでは、繰越金や基金を取り崩して対応してきましたが、それも大変厳しい状況です。

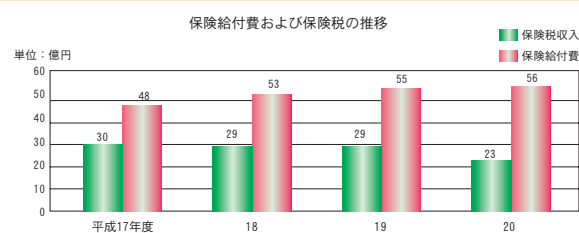


保険給付費の状況は

高齢化の進展に伴う保険給付費の増加は、過去4年間の保険給付費（老人保健を除く）の決算額のとおり右肩上がりの状況で、平成17年度から20年度の4年間で、保険給付費が約8億3,000万円増加しています。

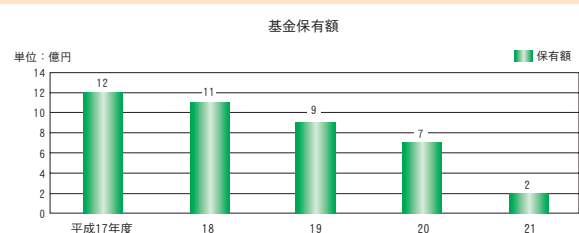
保険税は、毎年度約29億円の収入がありましたが、平成20年度の後期高齢者医療制度の改正により75歳以上の被保険者が国民健康保険から移行したことや、景気の低迷による所得額の減少などにより、約6億円減少しています。

※保険給付費…健康保険で医者にかかる場合は、保険証を持参して診療を受けることになっています。このとき被保険者は医療費の3割を支払うだけで、残りの医療費は加入者の皆さんが納めた保険税などで負担します。つまり、被保険者にとっては診療という現物の給付を受けるわけです。このように保険証を持参して受ける現物給付にかかる費用を「保険給付費」といいます。



基金保有額の状況は

基金の目的は、保険給付費の不足したときの財源または保健事業の経費に充てるものですが、その残高は年々減少し、平成17年度（市町村合併）には約12億円ありましたが、平成21年度末には約2億円になりました。



医療費を節約しましょう

国民健康保険の支出のほとんどは医療費です。加入者の皆さんがいつも健康であれば、全体の医療費は大幅に減ります。逆に病気がちであれば、その医療費は今まで以上に大変な負担になってしまいます。市では、各種の健康対策事業を行っています。医療費縮減の基本は皆さんの健康管理です。これらの事業に積極的に参加して普段から健康管理に留意しましょう。日頃から健康づくりに心がけ、医療費を節約しましょう。

○重複受診を避けましょう ○かかりつけ医を持ちましょう ○薬は上手に飲みましょう ○特定健康診査を受けましょう

税額の計算方法は…

国民健康保険税は、所得割・資産割・均等割・平等割の4つの合計額で計算されます。また、40歳から64歳までの人は、医療分、支援分と介護分を併せて計算します。

国民健康保険は世帯単位で加入するため、住民票上の世帯主の方が納税義務者になります。世帯主本人が職場の健康保険に加入していても、家族の中に国民健康保険加入者がいれば世帯主あてに納税通知書が送られます。ただし、この場合、世帯主の所得などは、税額の計算には含まれません。

また、年度の途中で国民健康保険に加入・脱退が発生した場合の保険税は月割で計算します。

国民健康保険税の所得割額は、前年の所得をもとに計算されます。前年、営業や不動産などの所得がある場合はもちろんのこと、所得のなかった場合でも申告が必要です。

所得の申告をしていないと、高額療養費支給に該当される方でも適用が受けられなかったり、国民健康保険の軽減が適用されなくなるなどたいへん不利になります。

納期は…

納期は、6月から翌年3月までの毎月末で年10回です（月末が休日のときはその翌日。ただし12月は除く）。年金特別徴収の場合は、各年金支給月が納期となります。

通常、4月から翌年3月までの保険税を10回に分けて納付しますが、年度途中の加入世帯の場合は、加入の届けをした翌月以降の納期回数で納付することになります。

年金特別徴収の場合は、4月・6月・8月を仮徴収、10月・12月・2月を本徴収として年6回、原則、年金からのお支払いとなります。年金特別徴収は、国民健康保険加入者全員が65歳以上である場合に世帯主（擬制世帯主を除く）の老齢年金などから天引きします。ただし、口座振替をご希望の場合は、申し出が必要となります。

国民健康保険税の軽減

倒産・解雇や雇い止めなどにより離職された被保険者の保険税が軽減されます。軽減を受けるには申請が必要です。ので、国保年金課窓口までお越しください。

- 対象者 離職の翌日から翌年度末までの期間において、雇用保険の特定受給資格者（倒産・解雇などによる離職）、雇用保険の特定理由離職者（雇い止めなどによる離職）として失業等給付を受ける方
- 軽減額 前年の給与所得を100分の30に換算して税額計算を行います。
- 軽減期間 離職の翌日から翌年度末まで。雇用保険の失業等給付を受ける期間とは異なります。国民健康保険に加入中は、途中で就職しても引き続き対象となりますが、会社の健康保険に加入するなど国民健康保険を脱退すると終了します。
- 対象年 制度が始まる前1年以内（平成21年3月31日以降）に離職された方は、平成22年度に限り保険税が軽減されます。ただし、平成21年度の保険税は対象となりません。

夜間納税窓口が利用できます

昼間に納税できない方のために、毎月2回午後6時から8時30分まで、市役所国保年金課内で開設していますのでご利用ください。日程は右記のとおりです。

納税が困難な場合

特別な事情がないのに国保税を滞納されると、医療費が全額自己負担となるなど、国保の給付を受けられない場合があります。必ず納期限までに納入してください。国保年金課では納期限内での納税が困難な方に分割納付などの納税相談を行っていますのでお早めに相談ください。

国民健康保険税の減免

災害・失業・病気・事業不振などにより、その年の所得が前年の所得より著しく減少し、納税することが極めて困難な場合は、国民健康保険税が減免される場合があります。

納期限の7日前までに、減免申請書を提出してください。申請後調査し、減免の可否を決定します。

夜間納税窓口
6月28日(月)・29日(火)
7月26日(月)・27日(火)
8月26日(木)・27日(金)
9月27日(月)・28日(火)
10月25日(月)・26日(火)
11月25日(木)・26日(金)
12月20日(月)・21日(火)
1月27日(木)・28日(金)
2月24日(木)・25日(金)
3月28日(月)・29日(火)